

教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届

以下の事項について申請（届出）します。

- ☐ 教育・保育給付認定（１・２・３号認定）（子ども・子育て支援法第20条第1項）の撤回
- ☐ 施設等利用給付認定（新１・新２・新３号認定）（子ども・子育て支援法第30条の5第1項）の撤回
- ☐ 退園（教育又は保育利用契約の解除）

※ 京都市外に転出される方は、該当する認定の撤回と退園の両方にチェックをしてください。

（宛先）京都市長

申請・届出日	年 月 日		
認定保護者氏名	(ふりがな)	生年	年 月 日
		月 日	
認定保護者 住所・連絡先	〒 市 区		
	電話（自宅 ー ） 携帯（ ー ー ）		

申請・届出の対象となる児童について、以下に記入してください。

申請・届出に係る小学校入学前児童	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	
	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	
	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	

退園予定日 ※1	年 月 日	認定撤回希望日 ※2	年 月 日
----------	-------	------------	-------

※1 保育施設・事業所を利用されている方は、市外転居や他の施設を利用する場合を除き各月末日が退園日です。

※2 退園予定日同日又は翌日以降の日付を御記入ください。

申請・届出の理由について、当てはまるものにチェックしてください。

☐ 市外転居（ 年 月 日転居予定）	☐ 市内転居
☐ 保育が必要な理由に該当しなくなったため	☐ その他（ ）
<以下は、保育施設・事業所を利用していた方が選択してください>	
☐ 幼稚園入園（幼稚園名 ）	
☐ 事業所内保育施設利用	☐ 企業主導型保育事業所利用 ☐ 自宅（親族宅）で保育可

<御確認ください> 今後通園される施設の種類等により、以下の手続きが必要になる場合があります。

・幼稚園や認可外保育施設を御利用の場合：預かり保育を御利用の場合や、園の種別により、施設等利用給付認定が必要となります。京都市に届いた日以降の認定開始になりますので、速やかにお手続きください。

・企業主導型保育所もしくは新制度未移行の幼稚園を御利用の場合：保育利用中のきょうだい児がおられる場合は、同時利用軽減届の提出が必要です。届出された翌月から保育料の軽減が適用となります。